



# 山形県公報

平成17年11月11日(金)  
第1692号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)...1246

### 告 示

酒田市と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約.....(市町村課)...同  
 土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...同  
 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(置賜総合支庁西置賜農村整備課)...1247  
 地域森林計画の変更の案の縦覧.....(森林課)...同  
 道路の位置の指定.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...1248  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...1249  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(同)...同  
 一般国道の供用の開始.....(同)...1250  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立.....1251  
 政治団体の届出事項の異動.....同  
 資金管理団体の届出事項の異動.....1252

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

漁業法によるはたはた採捕の制限.....同

### 公 告

平成17年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集.....(市町村課)...同  
 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...1253

### 正 誤

## 規 則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第84号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表特定優良賃貸美畑町アパートの項中 「26」 を 「23」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第1025号

酒田市と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を次のように定めた。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

酒田市と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、酒田市（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を山形県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

（条例等制定改廃の場合の措置）

第3条 乙は、委託事務の処理に適用される条例、人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例、人事委員会規則等を甲の長に通知しなければならない。

第4条 甲が委託事務の処理に関係ある条例、規則、規定等を制定し、又は改廃したときは、甲の長は、直ちに当該条例、規則、規程等を乙の人事委員会に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年11月1日から施行する。

山形県告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日  
平成17年10月31日

## 山形県告示第1027号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営畔藤地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成17年11月14日から同年12月13日まで

## 4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対する決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第1028号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 置賜森林計画区
- (3) 庄内森林計画区

## 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場 所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部
- (2) 期 間 平成17年11月11日から同年12月10日まで

## 3 その他

1の森林計画区の係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

## 山形県告示第1029号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 指定の番号 私道（村）第266号

## 2 指定の場所 東根市神町南一丁目9814 - 6

3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長57.48メートル

## 4 指定年月日 平成17年10月31日

## 山形県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字滝ノ沢951番6から<br>同 字田ノ沢718番1まで | 旧    | 4.0メートル<br>ゝ<br>6.6  | メートル<br>115 |
| 同 上                                    | 新    | 4.0メートル<br>ゝ<br>31.0 | 同 上         |

## 山形県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字滝ノ沢951番6から  
同 字田ノ沢718番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月11日

## 山形県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|--------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 東置賜郡川西町大字玉庭字高野沢5763番6から<br>同 5795番まで | 旧    | 12.6メートル<br>ゝ<br>9.2 | メートル<br>98 |
| 同 上                                  | 新    | 14.8メートル<br>ゝ<br>9.4 | 同 上        |

## 山形県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 関根刈安線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 米沢市万世町刈安字平栗山式24433番3から |   | 旧    | 42.6メートル | 110メートル |
| 同 24432番1まで            |   |      | 16.7     |         |
| 同                      | 上 | 新    | 21.2メートル | 同上      |
|                        |   |      | 16.7     |         |

## 山形県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字玉庭字高野沢5763番6から  
同 5795番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月11日

## 山形県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市下川字窪畑1番989から |   | 旧    | 38.0メートル | 384メートル |
| 同 1番417まで       |   |      | 9.3      |         |
| 同               | 上 | 新    | 48.0メートル | 同上      |
|                 |   |      | 9.3      |         |

## 山形県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市下川字龍花崎36番408から |   | 旧    | 30.0メートル | 210メートル |
| 同 36番539まで        |   |      | 12.0     |         |
| 同                 | 上 | 新    | 30.0メートル | 同上      |
|                   |   |      | 12.0     |         |

山形県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。  
平成17年11月11日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字窪畑 1番989から  
同 1番417まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月11日

山形県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。  
平成17年11月11日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字龍花崎36番408から  
同 36番539まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月11日

山形県告示第1039号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成17年11月11日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|        |               |     |
|--------|---------------|-----|
| " 南館支店 | " 南館五丁目4番36号  | " " |
| " 南原支店 | " 南原町二丁目6番23号 | " " |

を

|        |              |     |
|--------|--------------|-----|
| " 南館支店 | " 南館五丁目4番36号 | " " |
|--------|--------------|-----|

に、

|         |              |     |
|---------|--------------|-----|
| " 米沢西支店 | " 御廟二丁目7番97号 | " " |
| " 米沢東支店 | " 東二丁目2番54号  | " " |

を

|         |              |     |
|---------|--------------|-----|
| " 米沢西支店 | " 御廟二丁目7番97号 | " " |
|---------|--------------|-----|

に、

|                                |              |     |
|--------------------------------|--------------|-----|
| 株式会社山形しあわせ銀行<br>新庄支店<br>新庄南出張所 | 新庄市若葉町21番18号 | " " |
|--------------------------------|--------------|-----|

を

|                                    |                    |     |
|------------------------------------|--------------------|-----|
| 株式会社山形しあわせ<br>銀行<br>産業通支店<br>南原出張所 | 山形市南原町二丁目<br>6番23号 | ” ” |
| 米沢支店<br>米沢東出張所                     | 米沢市東二丁目2番<br>54号   | ” ” |
| ”<br>新庄支店<br>新庄南出張所                | 新庄市若葉町21番18<br>号   | ” ” |

に改める。

## 附 則

この規程は、平成17年11月21日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中株式会社山形しあわせ銀行南原支店及び産業通支店南原出張所に係る部分は、平成17年12月5日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第153号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年11月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

## その他の団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名  | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日          |
|---------------|---------|--------------------|------------------|----------------|
| 岡 崎 り か 後 援 会 | 佐 藤 一 憲 | 齋 藤 和 弘            | 酒田市亀ヶ崎四丁目15番地45号 | 平成<br>17.10.18 |
| さ か た 夢 未 来   | 佐 藤 一 憲 | 齋 藤 和 弘            | 酒田市亀ヶ崎四丁目15番地45号 | 同<br>10.19     |

## 山形県選挙管理委員会告示第154号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年11月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

## その他の団体

| 政治団体の名称    | 異 動 事 項    | 内 容                 |                     | 届出年月日          |
|------------|------------|---------------------|---------------------|----------------|
|            |            | 新                   | 旧                   |                |
| 明るい酒田・市民の会 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎七丁目15<br>- 30 | 酒田市亀ヶ崎三丁目17<br>- 37 | 平成<br>17.10.21 |

## 山形県選挙管理委員会告示第155号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年11月11日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 異動事項       | 内容                  |                     |
|-----------|-------|------------|---------------------|---------------------|
|           |       |            | 新                   | 旧                   |
| 阿部 寿一     | 酒田市長  | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎七丁目15<br>- 30 | 酒田市亀ヶ崎三丁目17<br>- 37 |

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

## 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成17年11月11日

山形海区漁業調整委員会  
会長 齋藤 辰 男

平成17年12月1日から平成18年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕を禁止する。

| 海 域                        | 採 捕 方 法                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 山形県海面共同漁業権漁場区域             | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣、手釣若しくはたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕 |
| 酒田港及び鼠ヶ関港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域 | 竿釣、手釣又はたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕                            |

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成17年11月11日

山形県知事 齋藤 弘



1 募集期間等

| 募集種目 | 募集人員 | 募 集 期 間                     | 試験期日           | 試 験 の 概 要    | 試験場の位置                          | 試 験 場 の 名 称                                                   | 採用時期                  |
|------|------|-----------------------------|----------------|--------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2等陸士 | 約70名 | 平成17年11月21日から<br>同年 12月5日まで | 平成17年<br>12月9日 | 筆記試験<br>適性試験 | 山形市<br>米沢市<br>鶴岡市<br>酒田市<br>新庄市 | 山形大学（小白川キャンパス）<br>米沢市西部公民館<br>鶴岡合同庁舎<br>酒田市総合文化センター<br>新庄合同庁舎 | 平成18年<br>3月又は<br>同年4月 |
| 2等海士 | 若干名  |                             |                |              |                                 |                                                               |                       |
| 2等空士 | 約10名 |                             |                |              |                                 |                                                               |                       |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

電子計算機の賃貸借及び保守 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110

3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年10月1日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額 97,594,560円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県 公 報 番 号 | ペー ジ | 行  | 誤         | 正          |
|-------------|-----------|------|----|-----------|------------|
| 平成17. 3. 22 | 第1628号    | 264  | 18 | 村山西部土地改良区 | 村山市西部土地改良区 |

平成17年11月11日印刷  
平成17年11月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056